

本社機能等の県外からの移転や県内での拡充を される企業の皆さんへの支援制度をご活用ください

本社機能等：「調査・企画部門、情報処理部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、商業事業部門（一部）、サービス事業部門（一部）、その他管理業務部門」、「研究所」、「研修所」 ※ 対象施設の詳細はお問い合わせ下さい

- (1) 形態 **① 移転型…東京23区内から本社機能等を県内に移転**
② 拡充型…県内にある企業の本社機能等の強化・拡充

特定業務施設の整備(新設、増設、購入(新築・中古)、賃借、既存施設の用途変更、既存施設におけるオフィス環境整備)及び、併せて整備する特定業務福利厚生施設(社員寮など)、特定業務児童福祉施設(保育施設など)が対象

- (2) 手続き
 ・ 工事着工前に**施設整備計画**を作成いただき、**県知事に申請**してください。

【主な認定要件】

※地方からの転勤者はカウント不可

- ・ 計画期間中に当該本社機能等の**従業員が5人(中小企業は1人)以上増加すること**
 (*) 計画期間は、H27. 10. 2~R15. 3. 31の間で設定いただけます。
- ・ **男女間賃金差異を公表していること** (*) 常時雇用する従業員が、101人以上の事業者が対象です。

(3) 主な支援内容

【支援1】 設備投資(オフィス) 減税

- ・ 建物の新設、増設、建物の購入(新築・中古)が対象
- ・ 認定日から3年以内に整備すること

- 対象：事務所・研究所などの建物等
- 要件：取得価格4,500万円以上(中小企業は1千万円以上)
事業主都合の離職者がいないこと

○支援内容：		①移転型	②拡充型
建物等の取得価格に対し		特別償却25% 又は 税額控除 7%	特別償却15% 又は 税額控除 4%
中古資産の購入・改修の場合		特別償却15% 又は 税額控除 4%	特別償却10% 又は 税額控除 2%

以下の要件を満たす場合は**上乘せ** ※ 建物の中古購入・改修の場合は、対象外です。

- 要件：取得価格10億円以上 (中小企業は1千万円以上)
増加雇用者数60人以上(中小企業は20人以上)

○支援内容：		①移転型	②拡充型
建物等の取得価格に対し		特別償却25% 又は 税額控除 8%	特別償却 20% 又は 税額控除 5%

【支援2】 地方税の軽減

- 対象：土地、建物、構築物、機械装置
- 要件：土地を除く取得価額の合計額が38百万円以上(中小企業は19百万円以上)

○支援内容：		①移転型	②拡充型
県税	法人事業税	課税免除 【3年間】	—
	不動産取得税	課税免除	1/10に軽減
市町村税	固定資産税	課税免除 【3年間】	1年目：1/10に軽減 2年目：1/3 " 3年目：2/3 "

※標準税率は各自治体にご確認ください。

支援例：移転型

○東京23区に本社のある企業が、富山県に新社屋を建設し、本社機能の一部を移転

○新社屋の建設にあたり、建物等に4億円の設備投資

◆オフィス減税2,800万円（4億円×7%）

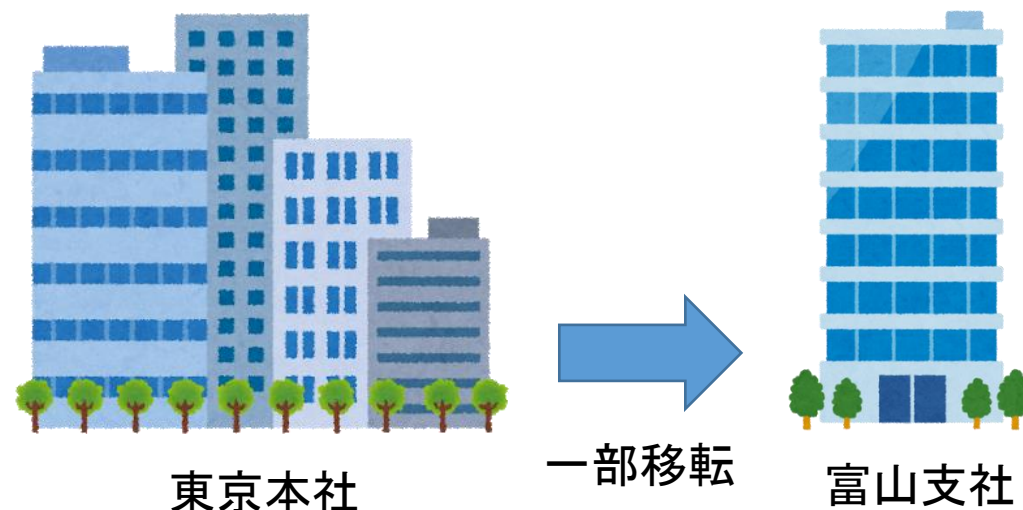
（このほか、地方税の課税免除あり）

○新社屋の従業員として、東京本社から40名が転勤
富山県で20名を新規採用した場合

上乗せ

◆オフィス減税3,200万円（4億円×8%）

（このほか、地方税の課税免除あり）



支援例：拡充型

○富山県に工場がある企業が、工場敷地内に研究所を建設

○研究所の建設にあたり、建物等に4億円の設備投資

◆オフィス減税1,600万円（4億円×4%）

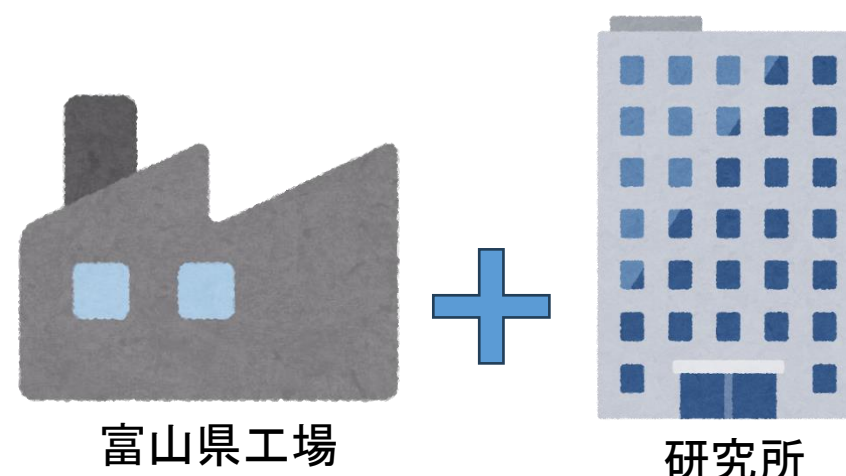
（このほか、地方税の軽減措置あり）

○研究所の従業員として、富山県で20名を新規採用した場合

上乗せ

◆オフィス減税2,000万円（4億円×5%）

（このほか、地方税の軽減措置あり）



【助成金】

上記の他に以下の企業立地助成制度も活用できます。

●本社機能の県外からの移転に対する助成（とやまホンシャ引越し応援特別枠）（助成額＝対象経費×助成率）

助成対象	交付要件		助成率	限度額
	投資額	新規雇用者数		
①土地、建物、設備 ②事業所移転費 ③従業員の転居費(家族含む) ④移転従業員の社員寮設置費	5千万円以上	5人以上 (中小企業1人以上)	10% (②、③は50%) 特認+5%*2	5億円
	100億円以上	60人以上	10% (②、③は50%)	30億円*1

●民間研究所の新・増設に対する助成（助成額＝対象経費×助成率）

対象業種	助成対象	交付要件		助成率	限度額
		投資額	新規雇用研究者数*3		
自然科学研究所 (試験、開発研究等)	土地 建物 設備	1億円以上	10～29人	15%	1.5億円
			30人以上	20%	2億円
			60人以上		5億円*1

●研究者等の雇用に対する助成（助成額＝50万円×新規雇用研究者数）

助成対象	交付要件		助成額	限度額
	投資額	新規雇用研究者数		
自然科学研究所の研究者	3千万円以上	10人以上	50万円/人	1億円

*1 知事が特に必要と認めた場合

*2 「えるぼし」又は「ユースエール」の認定を受けた場合

*3 成長産業3分野(高機能素材、デジタルものづくり、ライフサイエンス)に該当し、施設整備計画を作成して知事の認定を受けた場合、研究者数の雇用要件を1/2に緩和。